

〒145-0031 東京都品川区西五反田3-2-13

目黒さつきビル3階

TEL 03-6303-9134 FAX 5487-7844

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 小林 光昭
編集人 高山 浩

2017年
5月1日
第385号

JR東海労

http://www.geocities.jp/jrtoukairou/

労働協約の解釈をめぐる団交開催拒否問題

あっせん申請後、 会社があっせんに応じる

東京車両所分会組合員が取得した年休に対し、会社が診断書提出を強要した問題で、新幹線地本と本部は協約の解釈などをめぐり団体交渉の開催を申し入れてきました。

しかし会社は、度重なる申し入れに対し、団体交渉の開催を拒否し続けてきました。申し入れは3回にわたり行いましたが、会社は4月13日にも3回目の団体交渉申し入れを拒否しました。

本部は4月14日、東京都労働委員会に以下4点の理由をあげ、会社が団体交渉に応じるように、あっせん申請を行いました。

①年休取得に関してその取得理由を告げなければならぬとするJR東海の姿勢は、労働基準法第39条を無視した行為である。

②組合員が申請した苦情処理申告に関して「労働協約及び就業規則等の解釈に対する疑義にあたる」として、地方苦情処理会議を開催しなかったことは、労働協約違反である。

③労働協約の解釈を巡

る新幹線地本から幹鉄事への団体交渉申し入れ、中央本部から本社への団体交渉申し入れを拒否したことは不当労働行為である。

④労働協約の解釈を變更した理由や時期を明らかにせず、団体交渉で明らか

かにするよう求めての中央本部から本社への申し入れを拒否したことは不当労働行為である。

4月26日、東京都労働委員会より、会社が団体交渉促進のあっせんに応じるという連絡が本部に入りしました。

共謀罪反対！ 辺野古基地建設反対！

共謀罪法案の廃案を求める4・6大集会

辺野古の海の埋立て工事強行を許さない！ 4・19大集会



辺野古の海の埋立て工事強行を許さない！ 4.19大集会より

「辺野古の海の埋立て工事強行を許さない！ 4・19大集会」が、東京・日比谷野外音楽堂で開催されました。この集会は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会、基地の県内移設に

反対する県民会議、「止めよう！ 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会が共催して開催されました。

また4月6日、同会場では「共謀罪法案の廃案を求める4・6大集会」が開催され、新幹線地本組合員はJR総連の仲間と共に参加しました。

磐田市市議会議員選挙

むしゅう ときひこ

蛙時彦さん 当選！

「共謀罪」の審議

が国会で行われている。この間、3回に「共謀罪」の審議が行われた。安倍政権は、「テロ等準備罪」と衣を変えて、法案成立を目指している。▼安倍政権は、国際組織犯罪防止条約批准と東京五輪・パラリンピックの「テロ対策」を口実にしているが、全くの詭弁である。この条約は、マフィアや暴力団による人身売買や麻薬密売などの犯罪防止のためのもので、テロ対策とは関係ない。しかも、日本には犯罪が起きる前に犯人を特定し処罰できる法律が整備され、専門家は「この法律でテロ対策は可能で、共謀罪は不要」と指摘している。▼では目的は何か。安倍政権は特定秘密法、安保法を強制的に成立させ、昨年盗聴法改正を行った。日本を戦争する国にするための法律であり、共謀罪も関連している。▼対象は組織のみではなく一般市民も含まれる。戦争をはじめ、原発政策などに反対する者は、政府にとっての邪魔者だ。集会への参加、ビラ配布は当然ながら、参加呼びかけ、メールの送受信者、集会準備の買い出しなども犯罪行為とされる恐れがある。▼過去、治安維持法下で「横浜事件」が発生した。これを教訓とするべき。歴史は繰り返される。反対の声を上げよう！

苦情処理会議の形骸化を許すな!

静岡地本の抗議の申し入れに、不誠実な回答

静岡地本の組合員の転勤発令に対する地方簡易苦情処理会議が3月22日、開催されました。

会議は対立のまま終了し、静岡支社は「対立したが発令した通りとする」と記載された通知書案を組合側委員に提示しました。組合側委員は、「他の案文はないのか」と聞くと「これだけだ」と答えました。組合が問い詰めると、「意見の一致(労使双方転勤の合意)を見た」と、「対立したが発令した通りとする」と記載された案文がある

と答えました。さらに、内容を検討するので全ての案文の提示を求める」と、案文を示すことを拒否しました。そして、組合が「転勤の発令を撤回する通知案はあるのか」と聞くと、会社は「ない」と答えました。

このことは、会社は、最初から転勤発令を変えないことを前提に、一方的に簡易苦情処理会議を終わらせようとしていたことを意味します。これは、簡易苦情処理会議の形骸化であるとして、静岡地本は3月28日、『申

いて謝罪すること。この申し入れに対し、4月6日会社より回答がありました。回答は「簡易苦情処理会議を行い且つその内容にそった通知書の文案を提案したまでで何ら問題はないと考えている。木下委員、半場委員にも話したが議論の上通知書の撤回に至れば文章を訂正すると話した」というもので、この回答についても組合は不誠実さに抗議しました。

隊に見られる絶対服従の物言えぬ上下関係は安全の妨げとなる。まして職場で働く他の社員に不安を与えることは、安全最優先のJR東海にとって

何の利益もないことは明らかである。従って今回の東京交番検査車両所における「自衛隊への体験入隊」は直ちに中止すること。

成田さんは、東京地方裁判所で、「指導は間違わない」と豪語する管理者が実際に間違った指導を行ったことを暴露し、非違行為の不当性を訴えました。また、証人に立った組合員の木藤純宏さんは、管理者が隠れてJR東海労働組合員を監視して、ボーナスカットの材料を探していることなどを証言しました。

営業分科会が定期委員会開催

営業分科会は4月18日、名古屋市「ワークラ



イフプラザ れある」で第20回定期委員会を開催し、昨1年間の取り組みの成果と今年1年の取り組みについて確認しました。

新役員は以下の通り選出しました。会長・堀部肇(名古屋)／副会長・佐藤雅巳(新幹線)／事務長・有村弘幸(新幹線関西)／幹事・寺田茂(静岡)

自衛隊の体験入隊反対! 中止を求め申し入れ!

東京交番検査車両所において、「自衛隊への体験入隊」を行うことが明

らかにになりました。目的は、企業訪問の一環で規律・規範を学ぶためとして、今年5月17、19日の2泊3日で、同職場の「規律・規範のプロジェクト」が管理者1名と社員4名で参加するというものです。

本部および新幹線地本は「自衛隊への体験入隊」の中止を求めて、4月28日申し入れを行いました。本部の申し入れ(東京交番検査車両所の「自衛隊への体験入隊」に関する申し入れ『申請第34号』)の主な項目は、以下の通りです。

「自衛隊への体験入隊」目的を明らかにすること。今回の「自衛隊への体験入隊」の人選はどのような基準で誰が決めたのか明らかにすること。これまで他の職場も含めて、この「自衛隊への体験入隊」が実施されたことがあるのか、あると

すればその詳細について明らかにすること。 「自衛隊への体験入隊」で負傷した場合、会社はどのように対応するのか明らかにすること。 「自衛隊への体験入隊」は、心身共大変危険な行為である。体力的なこと

4名は、大阪地方裁判所で、会社の証拠は管理者の証言と「手控え」(管理者が後からやり取りをパソコンに入力したデータ)だけで客観的な証拠が存在せず、その時のやり取りも管理者が改ざん可能な状況にあったことを明らかにしてきまし

しかし、大阪地方裁判所は「会社の主張について一部会社証言に誤りがあるが判決を左右するものではない。証言に不十分などところがあるが、特に問題がない」と、会社の主張をほぼ全面的に認め、原告4名の主張に対しては「注意指導を受けしていない」と主張するにすぎず、有効な反証を行っていない」と一方的に退

ボーナスカット本人訴訟 5名が控訴!

共同本人訴訟(1)の不当判決に対して、新幹線関西地本の山口敏明さん、田川裕之さん、島津力さん、渡邊幹夫さんの4名は4月7日、大阪高等裁判所に控訴しました。

一方、ボーナスカット本人訴訟の不当判決に対して、新幹線地本の成田隆浩さんは4月10日、東京高等裁判所に控訴しました。

しかし、東京地方裁判所は、信憑性のない非違行為を鵜呑みにして事実認定したのです。5名は、高等裁判所で逆転勝利を目指し闘います。

工夫した活動を進めよう!

サークル協議会第23回総会開催

サークル協議会は4月5日、東京・大崎第一区民集会所で第23回サークル協議会総会を開催しました。

田村議長の主催者挨拶、本部本橋副委員長の来賓挨拶後、議事を進めました。各部から取り組み内容や課題などを出し合い議論しました。今後サークル協が組織強化・拡大のために奮闘することを全体で確認しました。

2017年度役員は、以下の通りです。議長・田村浩彰(新幹線)／副議長・曾布川忠宏(静岡)、中山喜弘(名古屋)、山本圭一(新幹線関西)／事務局長・高山浩(本部)／幹事・森下暢紀(本部)

